

職員の勤務条件に関する交渉結果（概要）について

令和4年3月10日から令和4年3月23日まで行われた札幌市地方公務員二者共闘会議との交渉につきまして、妥結内容の概要を下記のとおり公表いたします。

要求内容	当局回答
<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的部門における処遇改善事業を活用した処遇改善を行うこと。 ・ 家庭と仕事を両立することができるよう、各種休暇制度を改善すること。 ・ 札幌市が雇用する会計年度任用職員の諸手当や各種休暇制度をはじめとする賃金・労働条件は、常勤職員との均等待遇の原則に基づき改善すること。 ・ 常勤職員と同様に各種休暇制度を改善・新設すること。 ・ 基本賃金を定期昇給プラス2%程度ベースアップすること。 ・ 諸手当、特に通勤手当を改善すること。 ・ 定年を引き上げる際の60歳超職員の賃金・労働条件については、定年前職員と暫定再任用職員との均衡を考慮しつつ、高い意欲をもって職務に精励できるよう、引き続き十分な労使協議を行い、合意を得た上で整備すること。 ・ 職員の応援等については、応援職員や応援元職場の負担に十分配慮し、引き続き応援職員の勤務条件等については労使協議を行うこと。 また、保健所業務の重点化・効率化を図ること。また、応援等については、応援元の業務の縮小や中断を実施した上で必要最小限の人員確保とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市立札幌病院に勤務する常勤及び会計年度任用職員の助産師及び看護師、並びに保育園に勤務する会計年度任用職員のうち、常時保育業務に従事する保育士等について、本年2月給与から処遇改善を実施 ・ 不妊治療のための有給休暇である通称「出生サポート休暇」を特別休暇として新設 ・ 民間育児・介護休業法の改正を踏まえ、令和4年4月1日から、育児休業等の個別周知・意向確認の運用を開始 ・ 会計年度任用職員について、育児休業及び部分休業、並びに介護休暇及び介護時間の在職期間にかかる取得要件を令和4年4月1日から廃止 ・ 国の非常勤職員における制度改正の状況等を踏まえ、令和4年4月1日から特別休暇の新設及び有給化を実施

継続的に協議